

令和6年度県外生徒・保護者の来県フォローアップ補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県外中学生等の県立高等学校への進学を促進するため、「学校見学バスツアー」等の広報活動によって県立高等学校や山形県に興味を持ち県外生受入れ校の学校説明会等に参加した県外中学生等及び保護者等を対象に、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「県外生受入れ校」とは、県外志願者受入れを実施している又は令和7年度入学者選抜において新たに実施する、以下の県立高等学校をいう。

山形北高等学校、谷地高等学校、村山産業高等学校、新庄北高等学校最上校、新庄南高等学校金山校、高畠高等学校、小国高等学校、加茂水産高等学校、庄内農業高等学校、庄内総合高等学校、遊佐高等学校

- 2 この要綱において「県外中学生等」とは、山形県外の中学1～3年生及び義務教育学校7～9年生をいう。
- 3 この要綱において「保護者等」とは、県外中学生等の保護者及び保護者が認めた代理の者をいう。
- 4 この要綱において「学校説明会等」とは、県外生受入れ校が主催する体験入学会やオープンスクール等の学校説明会（県外中学生又は保護者等が個別に見学を希望し県外生受入れ校が認めた場合を含む）及び県外生受入れ校が所在する自治体が主催する説明会をいう。ただし、7月30日から8月7日に県が実施した「学校見学バスツアー」は対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、令和6年7月30日から令和6年12月31日までの間に開催された学校説明会等に参加した県外中学生等及び保護者等1名ずつとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年7月30日から令和6年12月31日までの間に開催された学校説明会等への参加に要した交通費の1名あたりの合計額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 交通費は、県外中学生等の住所地（以下「住所地」という。）と目的地の往復に要した額とする。ただし、保護者等が住所地に住んでいない者であっても、住所地を基準とする。

3 交通費は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共交通機関（鉄道、飛行機、バス、船）及びタクシーの場合、これらの利用に係る実費とする。ただし、普通料金を対象とし、鉄道のグリーン車、飛行機のビジネスクラス等の使用料は対象外とする。また、住所地から最寄り駅等に自家用車で移動した場合に要した経費も対象外とする。

(2) 自家用車の場合、県の旅費規定に準じ住所地と目的地の路程1km当たりの定額(37円)及び高速道路利用料金を基準とし、具体的な額は県が計算する。ただし、燃料代金は対象外とする。

(3) レンタカーの場合、前号に準じるが、レンタル代金は対象外とする。

4 複数の学校を訪問する場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共交通機関及びタクシーの場合、全旅程の交通費を補助対象経費とする。

(2) 自家用車及びレンタカーの場合、住所地から最も遠方の学校までの補助対象経費を適用する。

5 住所地を出発してから帰着するまでの間において、来県の前後に他の都道府県を訪問した場合の補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

(1) 住所地から直接来県せず、先に、住所地から本県までの合理的な経路から、大きく逸脱した地点を訪問していた場合は、本県を出発してから住所地に到着するまでの復路片道分に係る費用を補助対象経費とする。

(2) 来県後、住所地に直接戻らず、本県から住所地までの合理的な経路から、大きく逸脱した地点を訪問した場合は、住所地を出発してから本県に来県するまでの往路片道分に係る費用を補助対象経費とする。

(3) 来県前及び来県後の両方において、住所地から本県までの合理的な経路から、大きく逸脱した地点を訪問していた場合は、補助対象経費は0円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（本県以外の地方自治体、その他公的支援機関等から支給された同趣旨の補助金がある場合、当該補助金等の合計額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は

20,000 円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 5 条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第 1 号)の提出期限は、令和 7 年 1 月 17 日とし、添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績及び補助金所要額計算書(別記様式 1-1 又は様式 1-2)
 - (2) 補助対象経費の支出に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの(利用した区間の料金がかかるホームページ、高速道路の利用証明書等)の写し
 - (3) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面(金融機関名、店名、店番号、口座別種、口座番号及び口座名義人(カタカナ名義を含む。)が記載されたページ)の写し
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第 2 号)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる補助金交付申請書の提出をもって、規則第 14 条の規定による補助事業実績報告書の提出を兼ねるものとする。
- 3 補助回数は、同一の県外中学生等及び保護者等の組に対して 1 回のみとする。

(交付の決定及び額の確定)

第 7 条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付申請書等の補正)

第 8 条 知事は、補助金申請書その他この要綱の規定により提出された書類に不備があると認めるときは、当該申請書の提出者に対して、補正を求めることができる。

(補助金の支払)

第 9 条 補助金の支払は、第 7 条の通知の後に行うものとする。

- 2 前項の通知及び支払は、次の期間ごとに行うものとする。

期間	申請書提出	支払期限
第 1 期	令和 6 年 10 月 18 日(金)までに提出があったもの	令和 6 年 11 月 8 日(金)
第 2 期	令和 6 年 11 月 15 日(金)までに提出があったもの	令和 6 年 12 月 6 日(金)
第 3 期	令和 6 年 12 月 13 日(金)までに提出があったもの	令和 7 年 1 月 10 日(金)
第 4 期	令和 7 年 1 月 17 日(金)までに提出があったもの	令和 7 年 2 月 7 日(金)

(補助金交付申請額が予算額に達した場合の取扱い)

第10条 知事は、第6条の補助金交付申請書の提出期間中であっても、補助金交付申請額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては受付を停止する。

(決定の取消)

第11条 知事は、規則第17条第1項に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。